

規定回数を超える診療行為の保険外併用療養費について

医療上の必要性がほとんどないことを前提とし、患者さんの希望により診療報酬（医科点数表）に定められた算定上限を越えて、下記１・２の診療行為を行う場合は、保険外併用療養費として料金（税込）を徴収させていただきます。

なお、下記の料金については、四国厚生支局に届出をしておりますので、併せてお知らせいたします。

記

１．腫瘍マーカー

CEA	1,090円
AFP（ α -フェトプロテイン）	1,080円
PSA	1,330円
CA19-9	1,330円

２．リハビリテーション

心大血管疾患リハビリテーション料	2,260円
脳血管疾患等リハビリテーション料	2,700円
廃用症候群リハビリテーション料	1,980円
運動器リハビリテーション料	2,040円
呼吸器リハビリテーション料	1,930円

徳島県鳴門病院